

鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定についてのパブリックコメント(最終)

No.	意見	本市の考え方
1	<p>鎌倉市の現状を考えた場合、市街地等であっても、墓地建設を拒否するような積極的な理由は乏しい。しかしながら、新たに樹木を伐採し、土地を造成するような開発は、住宅地開発も含めて、基本的に禁止して戴きたい。</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律及び当条例では、樹木の伐採や土地造成を理由に墓地等の経営を禁止することはできません。</p> <p>ただし、平成24年4月1日から施行される「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例(以下「特定土地利用条例」という。)」では、墓地の設置について、近郊緑地保全区域や歴史的風土保存区域等の区域を含まないように規定しています。(一部適用除外の規定あり)</p> <p>なお、「特定土地利用条例」とは、土地そのものの利用を主たる構成要素とする土地利用行為(墓地や動物霊園の設置等)に関して必要な手続及び基準等を定めた条例です。</p>
2	<p>「鎌倉」という名前が付くだけで、ブランド化し、高額になる傾向があり、市民への貢献がない。高齢化で、死者が増えていくことも考えた規制を掛けて欲しい。これは、例えば100区画を限度に、販売区画の2割を鎌倉市民優先にする等の規制と考える。この場合、納骨堂であれば、当為墓地に準じ、20年間1体あたり10万円の有期契約(延長可能、1体用、2体用、4体用、生前契約あり)、墓石ありの場合、1区画(4~6体用1㎡)1百万円、と言った価格設定を義務付けるようにして欲しい。</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律及び当該条例では、墓地等の経営者の財産の処分権を制限することを条件とする墓地等の経営の許可を墓地等の経営者に求めることはできません。</p>
3	<p>墓地等の設置(新設、拡張共に)においては、地域住民の理解が必須だと思います。従って、経営者が地方公共団体、宗教法人、公益社団法人、公益財団法人に関わらず計画の許可条件として設置場所に隣接する自治会(または、自治会相当団体)への計画案の説明会実施および計画案への合意を必須とするべきだと思います。</p>	<p>当条例では、経営許可を受けようとする者は、墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、近隣住民等から墓地等経営計画について意見の申出があった場合は、申出をした者と協議することとし、その協議にあたっては近隣住民等の理解を得るよう努めるものとなりました。</p> <p>また、「特定土地利用条例」においても、墓地の設置について、当該行為者に近隣住民への説明を義務付けるとともに、周辺住民や関係住民(自治会や町内会等を代表する者)が説明を求めることができるように規定し、理解を得るよう努めることとしています。</p>

4	<p>また、隣接していない地域に対しても、風向きによる臭気被害等の心配もあると考えますので、計画許可前に計画案の事前公開も必須かと思えます。</p>	<p>当条例では、経営許可を受けようとする者は、許可申請の前に、墓地等経営計画の周知を図るため、墓地等経営計画の概要を記載した標識を当該計画敷地の外部から見やすい場所に工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置することとしました。</p> <p>また隣接住民以外にも、経営許可を受けようとする者は、墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催することとしました。</p> <p>なお、事前公開の制度として、「特定土地利用条例」の適用となる墓地の設置については、「鎌倉市まちづくり条例(平成24年4月1日施行)」に規定される中規模開発事業の手續に基づき、土地利用の方針を公衆の縦覧に供することとしています。</p>
5	<p>一点お願いがあります。墓地、埋葬につきましては通常人間なのでしょうが、鎌倉では動物を飼われている人も多く、動物についても今回条例化して頂きたいと思えます。これは鎌倉の自然を守るためにも必要かと存じます。</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律及び当条例は、動物を対象とした墓地、納骨堂又は火葬場を対象としたものではありません。</p> <p>ただし、特定土地利用条例では、動物霊園の設置について、条例の適用対象としています。</p>
6	<p>今回の条例は、「条例制定の背景」にあるように従前の神奈川県条例を鎌倉市の実情に応じた許可基準や手續き等を規定した条例であり従前に沿った条文内容であります。</p> <p>鎌倉市では、従前より墓地の新設・拡張に対しては要綱・条例などで適正化が図られて来ています。</p> <p>鎌倉市内には鎌倉幕府創設期から八百年以上にわたる墓地が現存しています。こうした既存の墓地は、現在の条例に適合しないものが多数をしめています。既存の墓地が、災害復旧や防災工事、軽微な拡張などで、現在の法規制に抵触した場合などに対応できる仕組みをご配慮いただけるように希望いたします。</p>	<p>手續や設置基準については、従前適用されている神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の内容を引き継ぎます。既存の墓地等については、当該墓地の区域及び区画数の変更又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、現行の設置基準や構造基準が適用されることはありません。</p> <p>なお、鎌倉市特定土地利用における手續及び基準等に関する条例では、災害等に伴う防災工事等で緊急性を有する場合は、条例を適用しないとの規定があります。</p>